



環境表示ガイドラインについて

2025年9月

環境省 大臣官房 環境経済課



1. 環境表示ガイドラインの概要
2. 環境表示ガイドラインの全体構成
3. 特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン（信頼性確保ガイドライン）

1. 環境表示ガイドラインの概要

■ 背景

● 以下の法令等を踏まえた適切な情報提供

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第12～14条、附則第2項

（環境物品等に関する情報の提供）

第十二条 物品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供の事業を行う者は、当該物品の購入者等に対し、当該物品等に係る環境への負荷の把握のため必要な情報を適切な方法により提供するよう努めるものとする。

第十三条 他の事業者が製造し、輸入し若しくは販売する物品若しくは提供する役務について環境への負荷の低減に資するものである旨の認定を行い、又はこれらの物品若しくは役務に係る環境への負荷についての情報を表示すること等により環境物品等に関する情報の提供を行う者は、科学的知見を踏まえ、及び国際的取決めとの整合性に留意しつつ、環境物品等への需要の転換に資するための有効かつ適切な情報の提供に努めるものとする。

（国による情報の整理等）

第十四条 国は、環境物品等への需要の転換に資するため、前二条に規定する者が行う情報の提供に関する状況について整理及び分析を行い、その結果を提供するものとする。

附則 2 政府は、環境物品等への需要の転換を促進する観点から、提供すべき環境物品等に関する情報の内容及び提供の方法、環境物品等に関する情報の提供を行う者の自主性を尊重しつつ適切な情報の提供を確保するための方策その他環境物品等に関する情報の提供体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

「循環型社会形成推進基本法」－「第一次循環型社会形成推進基本計画」

「消費者基本法」－「消費者基本計画」

● 消費者環境意識の高まり

➡ 環境表示の統一的な考え方やルールを示す必要

■ 経緯

2008年 1月 「環境表示ガイドライン～消費者にわかりやすい適切な環境情報提供あり方～」策定・公表

2009年 11月 改訂

2013年 3月 再度改訂

1. 環境表示ガイドラインの概要

■ 概要

(1) 目的および対象

環境表示を行う事業者及び事業者団体を主たる対象とし、併せて製品等に関して認証を行う第三者機関等にも参考となるよう、グリーン購入を促進させる上で必要となる情報提供のあり方等について整理し、とりまとめたもの

(2) 適用範囲

景品表示法の対象となる環境表示に加え、商品又は役務の取引に直接的な関係のない環境表示（事業活動、イメージ広告、企業姿勢等）も適用範囲に含む

(3) 国際標準への準拠

ISO14021規格への準拠が本ガイドラインの骨子となっている。

【5つの基本項目】

① あいまいな表現や環境主張は行わない

② 環境主張の内容に説明文を付ける

③ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能

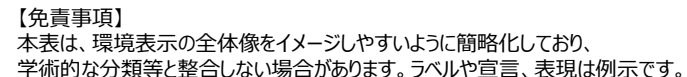
④ 比較主張はLCA評価、数値等により適切になされている

⑤ 評価及び検証のための情報へのアクセスが可能

(4) 国際規格に加えて取組むことが望ましい推奨事項

- ✓ 国際規格に即したLCA評価
- ✓ 環境表示に関する情報開示
- ✓ 第三者機関等が運営する認証システム等のシンボルマークについては、説明文を記載または説明文をトレースできるようにすること

明示的な主張



2. 環境表示ガイドラインの全体構成

■ 環境表示ガイドライン全体構成（概要）

目次

第1章 本ガイドラインの目的

- 1-1 策定の経緯
- 1-2 策定の目的

第2章 本ガイドラインの対象・適用範囲

- 2-1 対象
- 2-2 適用範囲

第3章 環境表示に係る 環境表示に係る要求事項

- 3-1 環境表示に係る国際規格
- 3-2 自己宣言による環境表示の要求事項
 - (1) タイプⅡ規格の構成
 - (2) タイプⅡ規格の要求事項
 - (3) タイプⅡ規格の特定の要求事項
 - (4) 企業姿勢、イメージ広告、銘柄名等に対する要求事項
 - (5) 第三者機関等が運営するマーク等を事業者等が自己宣言により使用する 場合の要求事項
- 3-3 国際規格（タイプⅡ規格）の要求事項に係るチェックリスト
 - (1) タイプⅡ規格の一般事項に係るチェックリスト
 - (2) タイプⅡ規格の環境主張をする際のシンボルの使用及びその他の情報 又は主張に係るチェックリスト
 - (3) タイプⅡ規格の評価及び検証に係るチェックリスト

概要

第1章 本ガイドラインの目的

1-1. 策定の経緯

グリーン購入法、循環型社会形成推進基本計画、消費者基本計画は、国による適切な環境情報の提供を求めている。これを受け環境省が2008年に本ガイドラインを策定。2009年に事例追加による改訂。

1-2. 策定の目的

環境表示を行う事業者及び事業者団体を主たる対象とし、併せて製品等に関して認証を行う第三者機関等にも参考となるよう、グリーン購入を促進させる上で必要となる情報提供のあり方等について整理し、とりまとめたもの

第2章 本ガイドラインの対象・適用範囲

2-1. 対象

自己宣言により環境表示を行う事業者及び事業者団体

2-2. 適用範囲

環境表示（説明文やシンボルマーク、図表などを通じた製品又はサービスの環境主張）

※「環境ラベル」、「宣言」、商品又は役務の取引に直接的な関係のない環境表示事業活動、イメージ広告、企業姿勢等を含む

2. 環境表示ガイドラインの全体構成

目次

第1章 本ガイドライン 本ガイドラインの目的

- 1-1 策定の経緯
- 1-2 策定の目的

第2章 本ガイドラインの 本ガイドラインの対象・適用範囲

- 2-1 対象
- 2-2 適用範囲

第3章 環境表示に係る要求事項

3-1 環境表示に係る国際規格

3-2 自己宣言による環境表示の要求事項

(1) タイプⅡ規格の構成

(2) タイプⅡ規格の要求事項

(3) タイプⅡ規格の特定の要求事項

(4) 企業姿勢、イメージ広告、銘柄名等に対する要求事項

(5) 第三者機関等が運営するマーク等を事業者等が自己宣言により使用する 場合の要求事項

3-3 国際規格（タイプⅡ規格）の要求事項に係るチェックリスト

(1) タイプⅡ規格の一般事項に係るチェックリスト

(2) タイプⅡ規格の環境主張をする際のシンボルの使用及びその他の情報 又は主張に係るチェックリスト

(3) タイプⅡ規格の評価及び検証に係るチェックリスト

参考情報

概要

第3章 環境表示に係る要求事項

第3章 環境表示に係る要求事項

3-1. 環境表示に係る国際規格

ISO14020(一般原則), ISO14024(タイプⅠ),
ISO14021(タイプⅡ), ISO14025(タイプⅢ)の説明

3-2. 自己宣言による環境表示の要求事項

本ガイドラインは原則として、タイプⅡ規格への準拠を求める

(1) タイプⅡ規格の構成

規格の章構成

(2) タイプⅡ規格の要求事項

本ガイドラインの5つの基本項目

- ① あいまいな表現や環境主張は行わないこと
- ② 環境主張の内容に説明文を付けること
- ③ 環境主張の検証に必要なデータ及び評価方法が提供可能であること
- ④ 製品又は工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること
- ⑤ 評価及び検証のための情報にアクセスが可能であること

上記の基本項目に対応するタイプⅡ規格の要求事項

2. 環境表示ガイドラインの全体構成

目次

第1章 本ガイドライン 本ガイドラインの目的

- 1-1 策定の経緯
- 1-2 策定の目的

第2章 本ガイドラインの 本ガイドラインの対象・適用範囲

- 2-1 対象
- 2-2 適用範囲

第3章 環境表示に係る要求事項

- 3-1 環境表示に係る国際規格
- 3-2 自己宣言による環境表示の要求事項
 - (1) タイプⅡ規格の構成
 - (2) タイプⅡ規格の要求事項
 - (3) タイプⅡ規格の特定の要求事項
 - (4) 企業姿勢、イメージ広告、銘柄名等に対する要求事項
 - (5) 第三者機関等が運営するマーク等を事業者等が自己宣言により使用する 場合の要求事項
- 3-3 国際規格（タイプⅡ規格）の要求事項に係るチェックリスト
 - (1) タイプⅡ規格の一般事項に係るチェックリスト
 - (2) タイプⅡ規格の環境主張をする際のシンボルの使用及びその他の情報 又は主張に係るチェックリスト
 - (3) タイプⅡ規格の評価及び検証に係るチェックリスト

第3章 環境表示に係る要求事項

(3) タイプⅡ規格の特定の要求事項

- ① シンボルの使用
- ② 「メビウスループ」のシンボルマークの使用
- ③ 特定の用語を用いた主張

(4) 企業姿勢、イメージ広告、銘柄名等に対する要求事項

景表法にもとづき製品名、銘柄名も表示に含めて規制される。

(5) 第三者機関等が運営するマーク等を事業者等が自己宣言により使用する 場合の要求事項

該当するケースに「再生紙使用（R）マーク」がある。

3-3. 国際規格（タイプⅡ規格）の要求事項に係るチェックリスト

タイプⅡ規格の要求事項への適合状況を確認するための
チェックリストの例示

2. 環境表示ガイドラインの全体構成

目次

第1章 本ガイドライン 本ガイドラインの目的

- 1-1 策定の経緯
- 1-2 策定の目的

第2章 本ガイドラインの 本ガイドラインの対象・適用範囲

- 2-1 対象
- 2-2 適用範囲

第3章 環境表示に係る要求事項

- 3-1 環境表示に係る国際規格
- 3-2 自己宣言による環境表示の要求事項
 - (1) タイプⅡ規格の構成
 - (2) タイプⅡ規格の要求事項
 - (3) タイプⅡ規格の特定の要求事項
 - (4) 企業姿勢、イメージ広告、銘柄名等に対する要求事項
 - (5) 第三者機関等が運営するマーク等を事業者等が自己宣言により使用する 場合の要求事項
- 3-3 国際規格（タイプⅡ規格）の要求事項に係るチェックリスト
 - (1) タイプⅡ規格の一般事項に係るチェックリスト
 - (2) タイプⅡ規格の環境主張をする際のシンボルの使用及びその他の情報 又は主張に係るチェックリスト
 - (3) タイプⅡ規格の評価及び検証に係るチェックリスト

【参考情報】

【参考情報】

1. グリーン購入について
2. 公正取引委員会「環境保全に配慮した商品の広告表示に関する実態報告書」
3. 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会による提案「グリーン・コンシューマーが望む環境ラベル9原則」
4. 景品表示法に定める「不当な表示」
景品表示法第5条第1項第1号（優良誤認表示）は、環境表示も規制対象。
（※現行ガイドライン改訂当時は第4条第1項第1号）
内閣総理大臣は表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。
5. 環境表示に関する海外のガイドライン、自主規制等
6. 「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」について
7. 「環境ラベル等データベース」について

2. 環境表示ガイドラインの全体構成

■ JIS Q14021:2000 (ISO14021:1999) 規格要求事項（概要）

4. 自己宣言による環境主張の目的

5. すべての自己宣言による環境主張に適用される要求事項

5.1 主張者の自己宣言によるいかなる環境主張にも適用

5.2 JIS Q 14020との関係

JIS Q 14020の原則も適用

5.3 あいまい又は特定されない主張

してはならない環境主張の例示（「環境にやさしい」等）

5.4 “・・・を含まない”という主張

主張できる要件を規定

5.5 持続可能性の主張

主張できない

5.6 説明文の使用

主張だけで誤解を招くおそれがある場合、説明文を付す

5.7 特定の要求事項

自己宣言による環境主張及び説明文はa)～r)の要求に従う
（「正確で、誤解を与えない」等）

5.8 環境主張をする際のシンボルの使用

シンボル使用は任意であること、複製や区別の容易さ、
環境マネジメントシステムのシンボル使用方法、自然物の使用条件

5.9 その他の情報又は主張

環境主張ではない言葉、数字又はシンボルの使用方法

5.10 特定のシンボル

メビウスループのデザイン、使用方法、
リサイクル可能及びリサイクル材料含有率の主張にだけ使用すること

6. 評価及び検証に関する要求事項

6.1 主張者の責任

環境主張の検証に必要なデータの評価及び提供に責任

6.2 評価方法の信頼性

評価手段の準備、評価の文書化及び保持

6.3 比較主張の評価

比較対象、機能単位、期間、計算方法、絶対値と相対値の区別、
製品と包装の合計禁止

6.4 方法の選択

検証の優先順位：国際規格→国際的に受入可能で承認された規格
→ピアレビューされた産業界又は通商上の方法

6.5 情報へのアクセス

企業秘密なしに検証可能、情報公開の要件、文書化し保管する情報

7. 選定された主張に対する特定の要求事項

7.1 一般事項

7.2 ～7.13

コンポスト化可能など12の用語について用語の使用法、限定条件、
禁止事項、評価方法等を規定

※2桁以降の枝番号は省略

3. (参考) 特定調達物品等の表示の信頼性確保に関する ガイドライン (信頼性確保ガイドライン)

■ 背景

- 特定調達物品等である旨を表示する事業者による合理的根拠の確保に関する
明確な指針の不存在

➡ 表示内容を裏付ける合理的な根拠を欠く場合、不当景品類及び不当表示防止法
(景品表示法) 第5条第1項が規制している不当表示 (優良誤認) となるおそれ

■ 経緯

2008年4月	公正取引委員会が製紙会社8社に対して排除命令
2009年度～	特定調達物品等である旨の表示の信頼性確保のための手法のあり方について検討を実施
2011年2月	「特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン」策定・公表
2014年3月	改訂

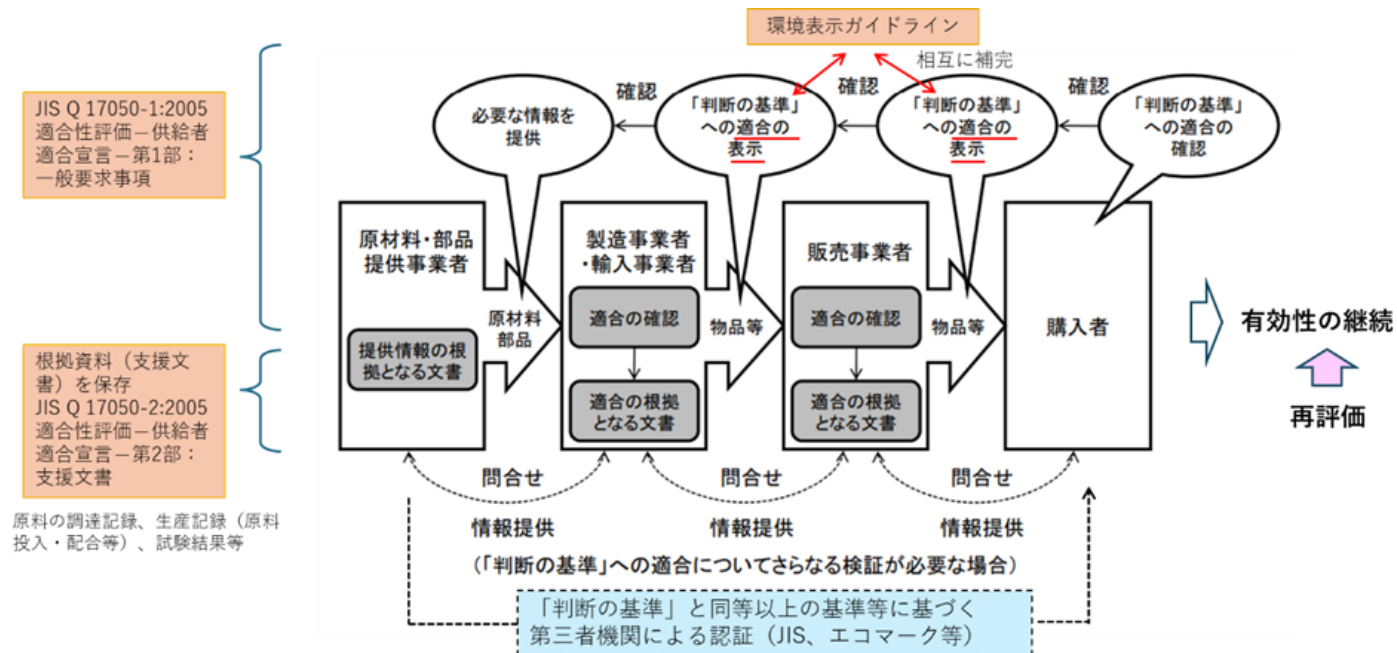
3. (参考) 特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン (信頼性確保ガイドライン)

■ 概要

(1) 自主的取組による「判断の基準」への適合の確認

JIS Q 17050規格への準拠が本ガイドラインの骨子となっている。

- ・JIS Q 17050-1:2005 適合性評価－供給者適合宣言－第1部：一般要求事項
- ・JIS Q 17050-2:2005 適合性評価－供給者適合宣言－第2部：支援文書



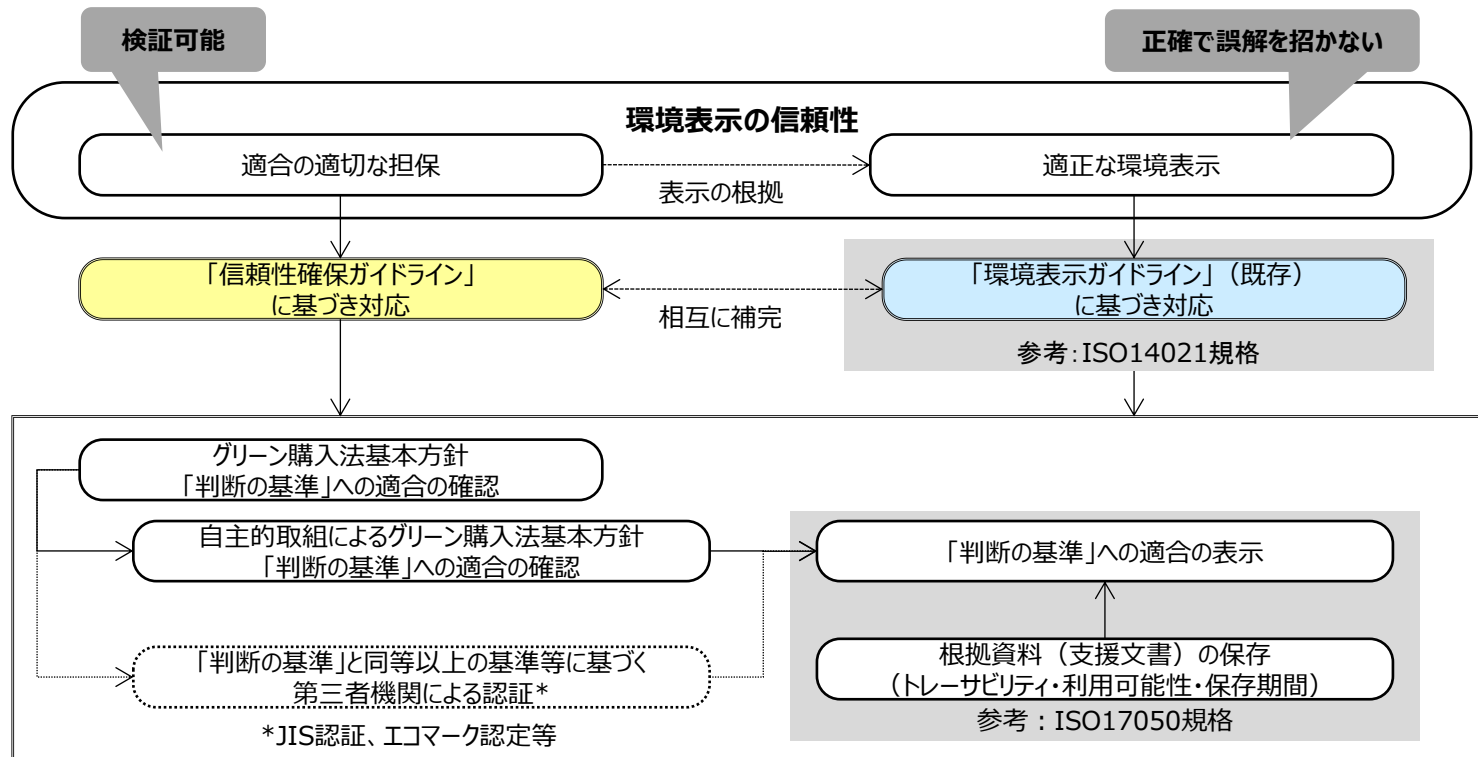
(2) 第三者機関による認証の取り扱い

特定調達品目の「判断の基準」と同等以上の基準等に基づく
第三者認証も適合の確認に用いることができるが、活用は必須ではない。

3. (参考) 特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン (信頼性確保ガイドライン)

■ 環境表示ガイドラインと信頼性確保ガイドラインの関係

- 信頼性確保ガイドライン（平成23年2月策定 平成26年3月改訂）は、**グリーン購入法基本方針に定める基準への適合の確認を行うための原則・手順等**について整理。
- 環境表示ガイドライン（平成20年1月策定 平成25年3月改訂）は、**環境物品等を対象として、JIS Q 14020及び14021規格による環境ラベル及び宣言の要求事項を基本に、購入者にとって理解しやすく望ましい環境表示のあり方**について整理



グリーン市場の拡大に向けて、供給側と需要側の双方にとって環境表示の信頼性が重要と考えられる



- ・グリーンウォッシュを避けるために、環境表示はどのような点に注意が必要か
- ・上記に照らして環境表示ガイドラインで対応すべき点はあるか

